

住宅情報事典

☆☆☆ 2023 ☆☆☆



板橋区

都市整備部 住宅政策課

目次

I 住まいを借りる

1 公的住宅	1
区営住宅／都営住宅／区立高齢者住宅（けやき苑）／改良住宅 都民住宅／UR賃貸住宅／JKK住宅（公社一般賃貸住宅）	
2 福祉施設等	9
母子生活支援施設／特別区人事・厚生事務組合宿泊所 認知症高齢者グループホーム／老人ホーム	
3 火災等にあわれた方を対象にした住宅	11
都営住宅／特別区人事・厚生事務組合宿泊所	
4 賃貸住宅等への住み替え	11
母子及び父子福祉資金の転宅資金貸付 優良民間賃貸住宅／高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業 板橋区家賃等債務保証支援制度／家賃債務保証制度 あんしん居住制度	
5 高齢者の生活を支える住まい方	15
サービス付き高齢者向け住宅 東京都高齢者向け優良賃貸住宅	

II 住まいを買う・建てる・リフォームする

1 融資	17
フラット35、財形住宅融資等／リ・バース60 高齢者向け返済特例、耐震改修工事等 省エネリフォーム専用ローン	
2 助成	19
高齢者住宅設備改修費助成 障がい者の住宅設備改善	
3 給付金	19
住居確保給付金	
4 住まいのリフォーム	20
板橋区住宅リフォーム支援事業／住宅リフォーム支援・相談機関のご案内	

5	環境に配慮した住まい方	23
	住宅用新エネ及び省エネ機器等導入補助金制度	
	いたばし環境アクションポイント事業	
	雨水タンク購入費の一部助成制度	
	宅配ボックス導入助成	
	緑化工事助成制度／アスベスト分析調査費補助制度	
6	建物を建てるときの認定制度	26
	長期優良住宅認定制度	
	低炭素建築物認定制度	
III	住まいの安全・安心	28
	建築物の耐震化に対する助成（木造以外の建築物）	
	木造住宅の耐震化推進事業／がけ・よう壁の安全対策工事の助成	
	ブロック塀などの撤去・新設助成／老朽建築物等の除却費の助成	
	細街路拡幅整備事業／都市防災不燃化促進事業	
	不燃化特区事業／沿道地区計画区域内の防音工事助成	
	高齢者世帯・障がい者世帯等への家具転倒防止器具取付費用の助成	
	消火器・住宅用火災警報器のあっせん／防災用品のあっせん	
	防災備蓄用品・救急用品のあっせん	
IV	住まいに関する届出・閲覧・税金・相談	
1	届出・申請・閲覧	37
	建築確認申請／緑化計画の届出／道路位置指定の申請／住居表示の届出	
	住宅用家屋証明書／用途地域等の閲覧／土地の価格の閲覧	
	建築計画概要書の閲覧／登記事項証明書（謄本）・登記事項要約書の請求	
	宅地建物取引業者名簿等の閲覧／板橋区景観計画の事前協議と届出	
2	税金（都）	38
	不動産取得税／固定資産税／都市計画税	
3	税金（国）	38
	所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	
	所得税の住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別	
	税額控除	

4 住まいの相談（区）	39
住宅相談／区民相談／建築紛争相談／消費生活相談	
5 住まいの相談（都）	40
不動産取引相談／法律相談／賃貸ホットライン／消費者相談	
6 住まいの相談（団体等）	41
法的相談窓口／不動産取引相談／建築に関する相談	
耐震化総合相談窓口	

本文中の表記について

公益社団法人・・・(公社)

公益財団法人・・・(公財)

一般社団法人・・・(一社)

一般財団法人・・・(一財)

と記載しています。

※この冊子の内容は、令和5年8月1日現在のものです。

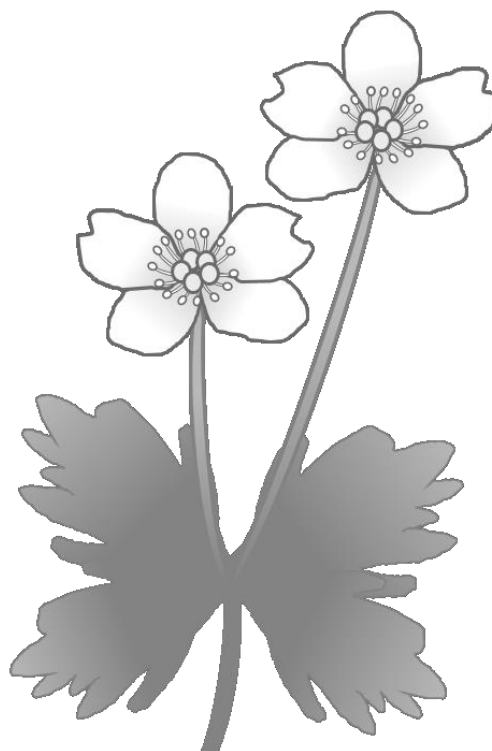
新型コロナウイルス感染拡大防止など、事業・業務内容に変更が生じている場合があります。
各事業についての詳細は各問合せ先にご確認ください。

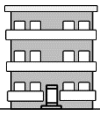
※この冊子は板橋区公式ホームページでご覧いただけます。

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/soudan/1002080.html>



区の花
ニリンソウ





住まいを借りる

公 的 住 宅

公的住宅は、①所得が一定の基準以下の方（低額所得者）を対象とした「公営住宅（区営住宅・都営住宅）」と、②公営住宅の所得基準を超える方（中堅所得者）を対象とした「都民住宅」と、③そのほか団地ごとに定められた収入基準を満たす方を対象とした「都市再生機構（略称：UR）賃貸住宅・JKK東京（東京都住宅供給公社）賃貸住宅」などがあります。

低 額 所 得 者 向 け

区 営 住 宅

住宅に困っていて、所得が定められた基準（低額所得）内にある方を対象とした賃貸住宅で、区が管理を行っています。募集案内の配布期間・募集住宅の種類などは、区の「広報いたばし」やホームページなどでお知らせします。

募集案内の配布場所は、区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉事務所です。

※詳細につきましては必ず募集案内でご確認ください。	家族向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内に継続して1年以上居住していること ◇ 同居親族がいること ◇ 所得が定められた基準内であること（7ページ参照） ◇ 住宅に困っていること（原則、住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。） ◇ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員ではないこと
	単身者向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内に継続して3年以上居住していること ◇ 原則、同居親族がいない単身者であること ◇ 下記の◆のいずれかにあてはまること <ul style="list-style-type: none"> ◆ 60歳以上の方 ◆ 生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方 ◆ 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）、知的障がい者で愛の手帳（1～4度）のいずれかの交付を受けている方 ◆ 配偶者等から暴力を受けた被害者で一定の要件を備えた方等 ◇ 所得が定められた基準内であること（7ページ参照） ◇ 住宅に困っていること（原則、住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと。） ◇ 申込者が暴力団員でないこと
使 用 料	世帯の所得や住宅の広さ・建設年数・立地条件などにより決められます。	
共 益 費	住宅によっては、使用料のほかに共益費が必要となります。	
募 集 時 期	5月下旬（区営住宅） 2月下旬（特定区営住宅）	
募 集 の 内 容	抽せん方式	

【区営住宅一覧】

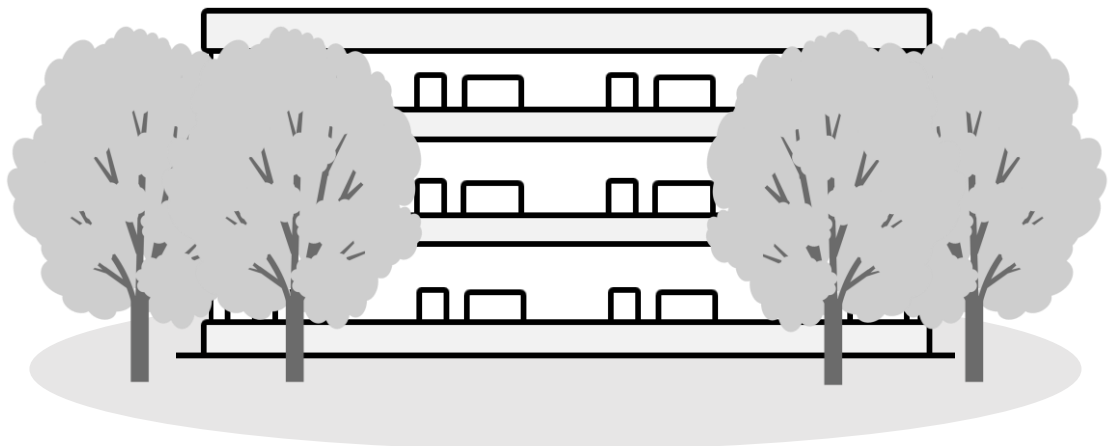
住 宅 名	所 在 地	戸 数
常盤台四丁目第2アパート	常盤台4-16-3	家族向 24 戸
徳丸一丁目アパート	徳丸1-2-1	家族向 20 戸
徳丸二丁目第2アパート	徳丸2-16-1	家族向 28 戸
赤塚三丁目アパート	5号棟 赤塚3-28-5	家族向 11 戸
	11号棟 赤塚3-27-11	家族向 20 戸
舟渡二丁目第3アパート	2号棟 舟渡2-33-2	家族向 34 戸
	7号棟 舟渡2-33-7	家族向 16 戸
南常盤台二丁目アパート	南常盤台2-10-1	家族向 32 戸
高島平七丁目アパート	高島平7-41-1	家族向 88 戸
舟渡一丁目第2アパート	舟渡1-7-21	家族向 31 戸
西台三丁目アパート	1号棟 西台3-20-1	家族向 55 戸
	2号棟 西台3-13-2	家族向 40 戸
前野町三丁目第2アパート	前野町3-53-1	家族向 44 戸
小茂根一丁目住宅（特定区営住宅）	小茂根1-17-20	単身者向 32 戸、家族向 33 戸、 単身車いす使用者向 1 戸
志村坂下住宅（特定区営住宅）	坂下1-37-1	単身者向 76 戸、家族向 9 戸、 単身車いす使用者向 1 戸

お 問 合 せ



（指定管理者）株式会社東急コミュニティー 板橋区役所内窓口
電話（5943）5006

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/moushikomi/>



都 営 住 宅


住宅に困っていて、所得が定められた基準（低額所得）内にある方を対象とした賃貸住宅で、都が管理しています。

募集には、都が募集するものと、板橋区が募集するもの（板橋区地元割当）があります。募集案内の配布期間・募集住宅の種類などは、区発行の「広報いたばし」や都発行の「広報東京都」などでお知らせします。

募集案内の配布場所は、区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉事務所です。

入 居 資 格	家 族 向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京都内に居住していること ◇ 同居親族がいること ◇ 所得が定められた基準内であること（次ページ参照） ◇ 住宅に困っていること ◇ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと
	単 身 者 向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京都内に継続して3年以上居住している、原則として親族と同居していない60歳以上（又は下記の◆のいずれかにあてはまる方）などの単身者であること ◆ 60歳以上の方 ◆ 生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方 ◆ 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度を判定された方を含む）、知的障がい者で愛の手帳（1～4度）のいずれかの交付を受けている方 ◆ 配偶者等から暴力を受けた被害者で一定の要件を備えた方等 ◇ 所得が定められた基準内であること（次ページ参照） ◇ 住宅に困っていること ◇ 申込者が暴力団員でないこと
使 用 料	世帯の所得や住宅の広さ・建設年数・立地条件などにより決められます。	

※申し込む時期によって、入居資格が若干変わってきます。

募集時期	募 集 の 内 容	備 考
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）	募集時期などが決まりますと、「広報東京都」、「広報いたばし」のほか、JKK東京のホームページでも募集概要をお知らせします。 また、スマートフォンやパソコンからもお申込み（下記参照）ができます。 
8月上旬	家族向（ポイント方式）※1 単身者向（抽せん方式） シルバーピア（抽せん方式）	
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）	
2月上旬	家族向（ポイント方式）※1 単身者向（抽せん方式） シルバーピア（抽せん方式）	

JKK東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター

電話 （3498）8894 9:00～18:00 定休日：土日祝・年末年始

URL <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/>

※1 ポイント方式による募集とは？

抽せんによらず書類審査や実態調査をしたうえで、住宅困窮度を判定して困窮度の高い方から順に申込み地区の募集戸数までの方を「入居資格審査対象者」とします。対象となる世帯は、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯、多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いて、全員が都営住宅に入居できる世帯）、特に所得が低い一般世帯、車いす使用者世帯です。

【所得基準表】

家族人数	所得区分		
	特に所得が低い一般世帯 (ポイント方式のみ)	一般区分	特別区分※2
1人		0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～1,160,000円	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～1,540,000円	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～1,920,000円	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～2,300,000円	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～2,680,000円	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

※2 所得基準表の特別区分にあてはまる世帯とは？

① 心身障がい者を含む世帯 申込者又は同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度又は中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
② 60歳以上の世帯 申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 60歳以上 イ 18歳未満の児童
③ 高校修了期までの子どもがいる世帯 同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。
④ 原子爆弾被爆者を含む世帯 申込者又は同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること。
⑤ 海外からの引揚者を含む世帯 申込者又は同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。
⑥ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 申込者又は同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

お問 合せ



JKK東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F

電話（3498）8894 9:00～18:00 定休日：土日祝・年末年始

URL <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/>

区立高齢者住宅（けやき苑）

住宅に困っていて、所得が定められた基準（低額所得）内にある高齢者を対象とした賃貸住宅で、区が管理を行っています。高齢者向きの設備と生活協力員又は生活援助員を配置しています。

募集案内の配布期間・募集住宅の種類などは、区の「広報いたばし」やホームページなどでお知らせします。

募集案内の配布場所は、区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉事務所です。

入居資格 ※詳細につきましては必ず募集案内でご確認ください。	二人世帯向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内に継続して3年以上居住していること ◇ 申込者が65歳以上であること ◇ 65歳以上の同居親族がいること（ただし、配偶者は57歳以上） ◇ 所得が定められた基準内であること（7ページ参照） ◇ 住宅に困っていること（原則、住宅や土地の所有者でないこと。現に、けやき苑の入居者でないこと。） ◇ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員ではないこと
	単身者向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内に継続して3年以上居住していること ◇ 申込者が65歳以上であること ◇ 原則、同居親族がいない単身者であること ◇ 所得が定められた基準内であること（7ページ参照） ◇ 住宅に困っていること（原則、住宅や土地の所有者でないこと。現に、けやき苑の入居者でないこと。） ◇ 申込者が暴力団員でないこと
使用料	世帯の所得や住宅の広さ・建設年数・立地条件などにより決められます。	
共益費	使用料のほかに共益費が必要となります。	
募集時期	5月下旬	
募集の内容	抽せん方式	

【区立高齢者住宅（けやき苑）一覧】

住宅名	所在地	戸数
常盤台けやき苑	常盤台4-4-1	単身者向 19戸
中台けやき苑	中台2-14-1	単身者向 28戸
成増けやき苑	成増4-37-1	単身者向 9戸、単身者・二人世帯向 19戸
桜川けやき苑	桜川3-5-15	単身者向 12戸、単身者・二人世帯向 18戸
小豆沢けやき苑	小豆沢4-19-18	単身者向 20戸、単身者・二人世帯向 10戸
大谷口上町けやき苑	大谷口上町 84-5	単身者・二人世帯向 23戸

お問合せ

住宅政策課 住宅運営係 電話（3579）2187

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/moushikomi/>



改良住宅

住宅地区改良事業の施行に伴い、従前居住者が入居するための賃貸住宅ですが、空室が発生した場合に、住宅に困っている低額所得の方に提供しています。

募集案内の配布期間・募集住宅の種類などは、区の「広報いたばし」やホームページなどでお知らせします。

募集案内の配布場所は、区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各福祉事務所です。

入 居 資 格	家 族 向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内に1年以上居住していること ◇ 同居親族がいること ◇ 所得が定められた基準内であること（7ページ参照） ◇ 住宅に困っていること（原則、住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。） ◇ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと
	単 身 者 向	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内に継続して1年以上居住していること ◇ 原則、同居親族がいない単身者であること ◇ 下記の◆のいずれかにあてはまること <ul style="list-style-type: none"> ◆ 60歳以上の方 ◆ 生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方 ◆ 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）、知的障がい者で愛の手帳（1～4度）のいずれかの交付を受けている方 ◆ 配偶者等から暴力を受けた被害者で一定の要件を備えた方等 ◇ 所得が定められた基準内であること（7ページ参照） ◇ 住宅に困っていること（原則、住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人でないこと。） ◇ 申込者が暴力団員でないこと
使 用 料	世帯の所得や住宅の広さ・建設年数・立地条件などにより決められます。	
共 益 費	使用料のほかに共益費が必要となります。	
募 集 時 期	5月下旬	
募 集 の 内 容	抽せん方式	

【改良住宅一覧】

住 宅 名	所 在 地	戸 数
やよい住宅	弥生町 16-4	家族向 10戸
かみちょう住宅一号館	大谷口上町 58-5	単身者向・家族向 21戸
かみちょう住宅二号館	大谷口上町 61-5	単身者向・家族向 27戸
かみちょう住宅三号館	大谷口上町 61-7	単身者向・家族向 2戸

【所得基準表】

家族 人数	年 間 所 得 金 額			
	区営住宅・区立高齢者住宅		改 良 住 宅	
	一 般 区 分	特 別 区 分※2	一 般 区 分	特 別 区 分※2
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円	0円～1,368,000円	0円～1,668,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円	0円～1,748,000円	0円～2,048,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円	0円～2,128,000円	0円～2,428,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円	0円～2,508,000円	0円～2,808,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円	0円～2,888,000円	0円～3,188,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円	0円～3,268,000円	0円～3,568,000円

※家族が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

※2 特別区分については、4ページ「※2 所得基準表の特別区分にあてはまる世帯とは？」をご覧ください。

お 問 合 せ



(指定管理者) 株式会社東急コミュニティー 板橋区役所内窓口
電話 (5943) 5006

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/moushikomi/>

中 堅 所 得 者 向 け

都 民 住 宅

中堅所得者（都営住宅の所得基準を超える方）を対象とした、家族向けの賃貸住宅です。

敷金以外の礼金・仲介手数料・更新料が不要です。

募集の物件情報はJKK東京のホームページで常時紹介されています。詳しいお申込み資格については、お問い合わせください。

お 問 合 せ

JKK東京（東京都住宅供給公社）

URL <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/to/>

東京都施行型



都営住宅募集センター
電話 (3498) 8894
9:00～18:00
定休日：土日祝・年末年始

そ の 他

UR賃貸住宅（旧公団住宅）

敷金（2か月分の家賃）以外の礼金・仲介手数料・更新料・保証人が不要で、新築以外のほとんどの住宅は無抽選・先着順で入居可能です。また、所得によって家賃の軽減を受けられる高齢者向け優良賃貸住宅（一部は抽せん）など、高齢者向けの住宅もあります。

※物件情報はURホームページで紹介されています。

【親子の近居支援＜近居割・近居割WIDE＞】

親が高齢世帯又は子が子育て世帯で、対象物件に新たに入居した方を対象に5年間家賃を最大5%減額する制度があります。

※子育て世帯で適用条件を満たした場合、最大20%減額する制度があります。

お 問 合 せ



UR賃貸住宅 募集案内総合窓口 ※空室情報もご確認いただけます

URL <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

電話0120(411)363 9:30~18:00 定休日：なし

UR池袋営業センター（豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル4階）

電話（3989）8171 9:30~18:00 定休日：水、年末年始

JKK住宅（公社一般賃貸住宅）

JKK東京が建設・管理する賃貸住宅です。家族向けのほか、单身の方もお申込みができる住戸があります。敷金以外の礼金・仲介手数料・更新料が不要です（保証会社のご利用か連帯保証人を立てていただくことが必要です）。

常時、空き家の先着順募集を行っており、物件情報はJKK東京のホームページで紹介されています。

【親子の近居支援＜近居であんしん登録制度＞】

親が高齢者世帯又は子が子育て世帯で、対象物件に新たに入居した方を対象に、支援する制度があります。

詳しいお申込み資格などについては、お問合せください。

お 問 合 せ



JKK東京（東京都住宅供給公社） 公社住宅募集センター

電話（3409）2244 9:30~18:00 定休日：日祝

URL <https://www.to-kousya.or.jp/chintai/beginner2/index4.html>



福祉施設等

母子生活支援施設

母子家庭で生活上のいろいろな問題を抱え、子どもの養育が十分にできない場合に、親子で入所できる施設です。

お問合せ

板橋福祉事務所 総合相談係 電話（3579）2322
赤塚福祉事務所 総合相談係 電話（3938）5126
志村福祉事務所 総合相談係 電話（3968）2331

特別区人事・厚生事務組合宿泊所

23区が共同で設けている厚生関係施設です。居所を喪失し緊急対応を要する方で、所得が基準以内の方に対して、生活の安定を図って住宅を確保していただくために、3か月間低い使用料で部屋を提供します。

お問合せ

板橋福祉事務所 総合相談係 電話（3579）2322
赤塚福祉事務所 総合相談係 電話（3938）5126
志村福祉事務所 総合相談係 電話（3968）2331

認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者の方が住み慣れた地域で、少人数の家庭的な雰囲気の中で入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の介助及び機能訓練を受けながら、自分らしく共同生活を送ることができるよう支援していくものです。

※利用できる方（以下のすべての条件を満たす方）

- ① 介護保険が板橋区被保険者である方
- ② 要支援2もしくは要介護1～要介護5の認定を受けている方
- ③ 主治医の診断書等により認知症であることが確認できる方

お問合せ

介護保険課 管理相談係 電話（3579）2357
介護保険課 施設整備・事業者指定係 電話（3579）2253

老人ホーム

自宅で生活することが困難な方などが利用でき、次のような種類の老人ホームがあります。

<p>有料 老人 ホーム</p>	<p>おおむね60歳以上の方が対象で、食事・日常生活上必要なサービスを提供します。入居時に一時金が必要であったり、比較的高額な月額利用料が必要な施設です。また、入居者との契約によって「介護付（ケア付）」「住宅型」「健康型」の3種類があります。</p> <p>ご相談・お申込みについては、各施設又は「(公社)全国有料老人ホーム協会」へ直接お問合せください。</p>
	<p>(公社)全国有料老人ホーム協会 電話(3548)1077(入居相談) 中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階 URL https://user.yurokyo.or.jp/</p>
<p>軽費 老人 ホーム</p>	<p>A型、B型、ケアハウス、都市型の4種類があります。</p> <p>A型は家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活するには不安が認められる60歳以上(夫婦の場合は、どちらかが60歳以上)の方が対象です。食事や日常生活上必要なサービスを提供します。</p> <p>B型はA型の要件を満たしており、身体機能等の低下等は認められるが、自炊できる方が対象です。通常は自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の食事などのサービスを提供します。</p> <p>ケアハウスは自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる60歳以上(夫婦の場合は、どちらかが60歳以上)の方が対象です。食事や日常生活上必要なサービスを提供し、介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービス利用ができます。</p> <p>都市型は自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる都市部に居住する60歳以上(夫婦の場合は、どちらかが60歳以上)の方が対象です。食事や日常生活上必要なサービスを提供、介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービス利用ができます。</p>
	<p>お申込みは直接、各軽費老人ホームへ 都市型軽費老人ホームの施設名・所在地(区内のみ)については 介護保険課 施設整備・事業者指定係 電話(3579)2253 URL https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kourei/sumai/1003576.html</p>
<p>養護 老人 ホーム</p>	<p>原則として65歳以上で、身のまわりのことは自分でできるが、経済的及び家庭環境などの事情により、自宅で生活することが困難な方が対象です。区で申請を受け、入所判定を行っています。食事・日常生活上必要なサービスを提供します。</p> <p>費用は利用者及び扶養義務者の所得に応じて負担していただきます。</p> <p>入所のご相談は、長寿社会推進課 高齢者相談係 電話(3579)2464 URL https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kourei/sumai/1003575.html</p>

火災等にあわれた方を対象にした住宅

都営住宅

東京都では火災等によるり災者への応急措置として、所得条件は関わりなく、一時的に都営住宅への受入れを行っています。

お申込みができるのは、都内における災害により、住宅を失った都民の方です。

り災した日から2週間以内に申し込む必要があります。お申込みの際には、「り災証明書（消防署で発行）」及び「住民票（市区町村発行）」が必要です。

要件等の詳細は電話でご確認ください。

上記のほか、都営住宅の所得基準等に該当しており、火元でない方が、都営住宅に本入居（一時的ではなく正式に入居）できる制度もあります。

お問合せ



JKK東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F

電話（3498）8894 9:00~18:00 定休日：土日祝・年末年始

URL <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/>

特別区人事・厚生事務組合宿泊所

23区が共同で設けている厚生関係施設です。火災等にあわれた方で、所得が基準以内の方が対象です。

生活の安定を図って住宅を確保していただくために、3か月間低い使用料で部屋を提供します。

お問合せ

板橋福祉事務所 総合相談係 電話（3579）2322

赤塚福祉事務所 総合相談係 電話（3938）5126

志村福祉事務所 総合相談係 電話（3968）2331

賃貸住宅等への住み替え

母子及び父子福祉資金の転宅資金貸付

20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭の方に、転居の際の資金をお貸しします。転宅先の管轄福祉事務所に事前にご相談ください。

お問合せ

板橋福祉事務所 総合相談係 電話（3579）2322

赤塚福祉事務所 総合相談係 電話（3938）5126

志村福祉事務所 総合相談係 電話（3968）2331

優良民間賃貸住宅

バリアフリー等の一定の建設基準を満たす良質な民間賃貸住宅の供給を促進するため、東京都から利子補給を受けて建設されたファミリー向けの賃貸住宅です。住宅の管理は、一般の民間賃貸住宅と同じく建物所有者が行っています。礼金・更新料等が不要です。

物件情報等は「東京都住宅政策本部ホームページ」でご確認ください。

インターネットを利用されない方で、閲覧を希望する方は、板橋区住宅政策課住宅政策推進係（電話（3579）2186）にお問合せください。

お問合せ

東京都住宅政策本部ホームページ



URL https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/271-00bank.htm

高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業

高齢者・障がい者・ひとり親・多子世帯の方に、（公社）東京都宅地建物取引業協会第九ブロック及び（公社）全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力を得て、ご希望の条件に合う民間賃貸住宅の情報を提供しています。提供できる物件は板橋区内のものです。

利用できる方	次のいずれかの方が利用できます。 ① 高齢者世帯（60歳以上の方のみで構成される世帯）の方 ② 障がい者世帯（身体障害者手帳4級以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の方を含む世帯）の方 ③ ひとり親世帯（18歳未満の児童と父又は母のみの世帯）の方 ④ 多子世帯（同居親族に18歳未満の児童が3人以上いる世帯）の方
利用する場合の資格要件	次のすべての資格要件を満たす方が利用できます。 ① 板橋区内に住所を有すること ② 自立して日常生活を営むことができること ③ 家賃を支払うことができること ④ 緊急連絡先があること ※家賃の支払いについて、家賃等債務保証支援制度があります（13ページ参照）。
利用方法	ご利用は、板橋区住宅政策課窓口（北館5階⑭窓口）又はお電話でお申込みください。
住宅情報の提供方法	ご希望の条件に合う民間賃貸住宅の情報があった場合は、郵送又はFAXにより、住宅情報の提供をします。

お問合せ

住宅政策課 住宅政策推進係 電話（3579）2186

FAX（3579）2184



URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/soudan/>

板橋区家賃等債務保証支援制度

民間賃貸住宅への入居の際に必要な保証人が見つからない高齢者・障がい者・ひとり親・多子世帯の方等が、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められるよう支援しています。

利用できる方	次のいずれかの方が利用できます。 ① 高齢者世帯（60歳以上の方のみで構成される世帯）の方 ② 障がい者世帯（身体障害者手帳4級以上、又は精神障害者保健福祉手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の方を含む世帯）の方 ③ 子育て世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養義務のある子が同居する世帯）の方 ④ 被災者（地震、風水害、火災等で現に居住している住宅が被災）の方 ⑤ 低額所得者世帯（年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した後の月平均額が15万8千円以下の世帯）の方	
利用する場合の資格要件	次のすべての資格要件を満たす方が利用できます。 ① 板橋区内に居住していること。 ② 区内の民間賃貸住宅に転居し、又は継続して居住すること。 ③ 緊急連絡先があること。	
利用方法	① 区内の不動産店で入居する物件をお探してください。 ② 入居する物件を取り扱う不動産店で、この制度の利用が可能かをご確認ください。 ③ 住宅政策課窓口で債務保証委託申込書を受け取りにお越しください。 （利用できる方であることを確認しますので、健康保険証、身体障害者手帳、り災証明書、生活保護受給証明書など年齢や住所等の申し込み資格を確認できるものをお持ちください。） ④ 債務保証委託申込書を不動産店から民間保証会社に提出し、審査が通れば賃貸借契約と同時に債務保証委託契約を結んでいただきます。 ⑤ 民間保証会社へ保証料をお支払いください。初回保証料は、月額の家賃と共益費を併せた金額の30%です。（最低保証料15,000円）	
板橋区と協定を結んでいる保証会社	◇ 日本セーフティー株式会社 港区芝5-36-7三田ベルジュビル8階	電話（5446）5700
	◇ フォーシーズ株式会社 港区新橋5-13-7	電話（3434）3725
	◇ 株式会社 Casa 新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル30階	電話（6863）3964
	◇ レスト・ソリューション株式会社 千代田区飯田橋3-3-9千代田VERDAビル2F・3F	電話（3262）5522
利用にあたっての注意	◇ この制度は、区が家賃や保証料などを助成するものではありません。 ◇ 保証会社の審査の結果によっては、保証できない場合があります。 ◇ 家賃等の滞納・不払いがあったときは、保証会社が債務保証委託契約に基づき家賃等を家主に支払いますが、その場合に入居者は保証会社が支払った額に契約に基づく金額を加えて、保証会社に支払うこととなります。入居者の支払いが免除されるわけではありません。 ◇ 保証会社の契約書を事前によく読み、内容をご確認の上ご契約ください。	

お問合せ

住宅政策課 住宅政策推進係 電話（3579）2186

FAX（3579）2184



URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/soudan/>

家賃債務保証制度

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯、登録住宅入居者世帯の賃貸住宅入居の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。

あらかじめ賃貸住宅の貸主・高齢者住宅財団の間で、保証の利用に係る契約（基本約定）を締結し、以降、入居を希望する世帯の方のお申込みを受け、財団が滞納家賃（月額家賃の12か月分限度）、原状回復費用及び訴訟費用（月額家賃の9か月分限度）の支払債務を保証します。

保証料は、保証期間2年の場合、月額家賃の35%（一括払）です。（更新可）

お問合せ

（一財）高齢者住宅財団 電話（6880）2781

URL https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/



あんしん居住制度

「急な病気が心配」「亡くなったあと、身内に迷惑をかけたくない」そんな不安を解消します。

- ◆ 費用をお支払いいただくことで、見守りサービスや葬儀の実施、残存家財の片付けサービスが提供される制度です。
- ◆ 葬儀の実施・残存家財の片付けには、年齢などの制限がなく持家・賃貸どなたでもご利用できる「預かり金タイプ」と、初期費用の少ない「月払いタイプ（年齢等の利用要件あり）」があります。
- ◆ ご希望の方に詳しいパンフレットを住宅政策課窓口（北館5階⑭窓口）で配布します

お問合せ

（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター 電話（5989）1784

URL <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>



住宅政策課 住宅政策推進係 電話（3579）2186



高齢者の生活を支える住まい方

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造の住宅で、高齢者を支援するサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が、国土交通省・厚生労働省の共同所管の制度として平成 23 年に創設されました。

サービス付き高齢者向け住宅は、原則として 60 歳以上の方又は 60 歳未満で、要介護・要支援認定を受けている方などが入居できます。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスの提供などにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた賃貸住宅です。外部の医療・介護サービスを提供する事業所などと連携している住宅や世帯向けの居室を備えた住宅もあります。

■サービス付き高齢者向け住宅を探す

サービス付き高齢者向け住宅には、必須サービスである安否確認・生活相談・緊急時対応サービスを提供する住宅だけでなく、その他の介護・家事・健康相談等の生活サービスの提供がなされる住宅など、さまざまなタイプがあります。

家賃等やサービスなど住宅に関する情報は、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムのホームページで確認できますので、気になった物件があれば、必ず詳細を各住宅に確認しましょう。インターネットを利用されない方で、閲覧を希望する方は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

◆ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

URL <https://www.satsuki-jutaku.jp/>

◆ 東京都内におけるサービス付き高齢者向け住宅一覧

URL https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu_shien/tekigou_tokutei/sabisutukijyuutaku.html

お 問 合 せ

(公財) 東京都福祉保健財団 電話 (3344) 8637

URL <https://www.fukushizaidan.jp/303satsuki/>



板橋区介護保険課 施設整備・事業者指定係 電話 (3579) 2253

東京都高齢者向け優良賃貸住宅

バリアフリー構造を有し、安否確認サービスや緊急時対応サービス等を提供している、都の認定を受けた住宅です。入居できるのは原則60歳以上の方で、収入に応じて家賃減額補助を受けられる住宅もあります。

お問 合 せ

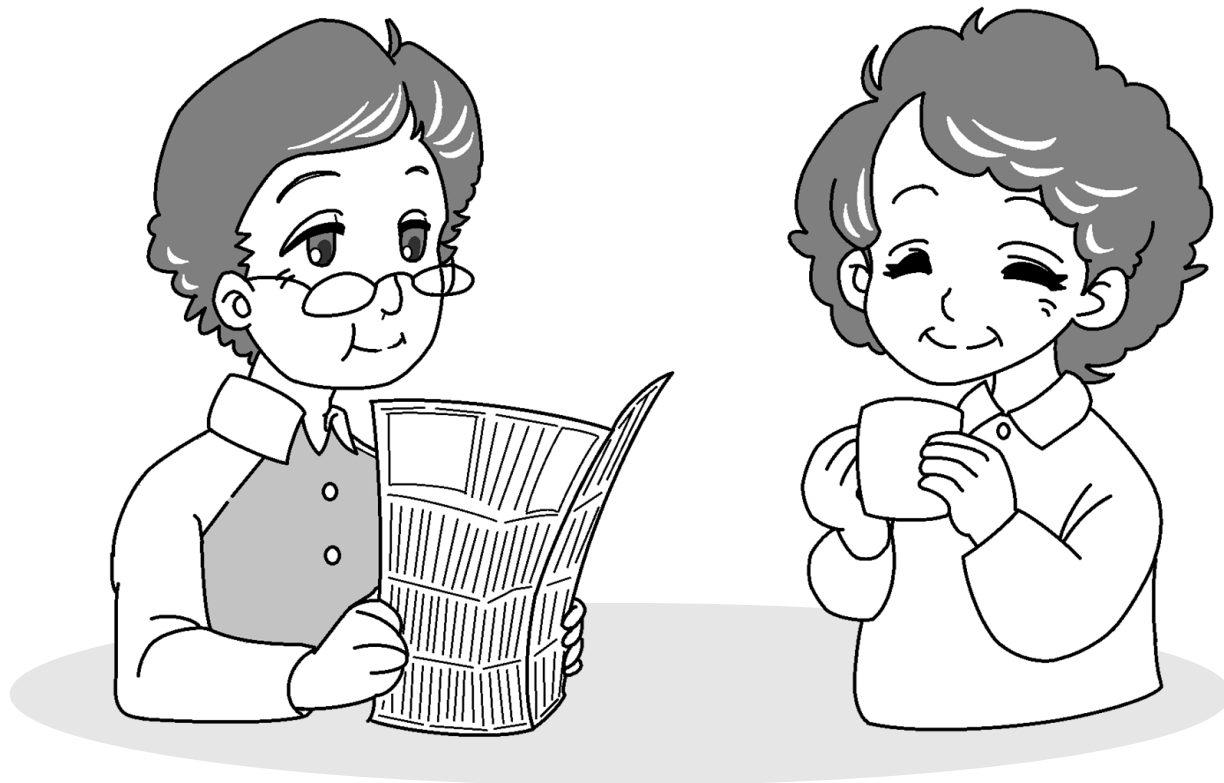


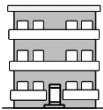
東京都住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課

電話 (5320) 4947

URL https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/116kouyutin.htm

板橋区住宅政策課 住宅政策推進係 電話 (3579) 2186





住まいを買う・建てる・リフォームする

融 資

フラット 35、財形住宅融資等

【新築・購入融資】

フラット 35、財形住宅融資等に関する相談を受け付けています。

詳細は住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

【フラット 35】は民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する、最長 35 年の全期間固定金利の住宅ローンです。資金の受取時に返済終了までの借入金利と返済額が確定するため、長期にわたるライフプランが立てやすくなります。

お 問 合 せ

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

電話 0120 (0860) 35

9:00~17:00 定休日：祝・年末年始

URL <https://www.jhf.go.jp/>



リ・バース 60

【リ・バース 60】は、満 60 歳以上のお客さま向けの住宅ローンです。毎月のお支払は利息のみで、元金は、お客さまが亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅及び土地）の売却によりご返済いただく商品です。

※ご注意：ご利用いただけるお客さまの年齢、資金の使いみち、ご融資の限度額その他の商品内容は、金融機関ごとに異なります。詳しくは【リ・バース 60】取扱金融機関にお問合せください。

お 問 合 せ

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

電話 0120 (9572) 60

9:00~17:00 定休日：土日祝・年末年始

URL <https://www.jhf.go.jp/>



※【リ・バース 60】の概要に関するお問合せを承ります。

お申込みの条件や商品の詳細などにつきましては、金融機関ごとに異なりますので、取扱金融機関にお問合せください。

高齢者向け返済特例、耐震改修工事等

【リフォーム融資】

住宅金融支援機構のリフォーム融資は、次のいずれかに該当する場合にご利用になります。

1. 高齢者向け返済特例を利用して部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う場合
2. 耐震改修工事を行う場合

※上記 1 又は 2 の工事を実施せず、増改築工事や修繕・模様替え工事のみを実施する場合は、当該リフォーム融資はご利用になりません。

リフォーム融資【高齢者向け返済特例】の特徴

- ◆ 月々の返済は利息のみのお支払いで、毎月の返済負担を軽減できる制度です。
- ◆ 元金は借り入れた方全員がお亡くなりになった時の一括返済となります。
- ◆ 融資限度額は 1,500 万円（住宅部分の工事費及び保証料等が上限となります）又は（一財）高齢者住宅財団が設定する保証限度額のうちいずれか低い額です。（「保証ありコース」の場合）
- ◆ （一財）高齢者住宅財団が連帯保証人になります。（「保証ありコース」の場合）

お問合せ

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

電話 0120 (0860) 35

9:00~17:00 定休日：祝・年末年始

URL <https://www.jhf.go.jp/>



保証機関：（一財）高齢者住宅財団

電話 (6880) 2781

9:30~17:45 定休日：土日祝・年末年始

URL <https://www.koujuuzai.or.jp/>



省エネリフォーム専用ローン

【グリーンリフォームローン】

住宅金融支援機構が提供する省エネ工事のための全期間固定金利型のリフォームローンです。お申込みは住宅金融支援機構へ郵送申込みとなります。なお、対象となるリフォームは、断熱改修工事又は省エネ設備設置工事を含むリフォームとなります。

お問合せ

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

電話 0120 (0860) 35

9:00~17:00 定休日：祝・年末年始

URL <https://www.jhf.go.jp/>



助 成

高齢者住宅設備改修費助成

65歳以上で介護の予防や介護負担の軽減、自立した生活の支援を目的として住宅の改修が必要と認められる方を対象に、住宅設備の改修費を助成します。（工事着工後の申請はできません。事前の相談が必要です。）※所得に応じて費用の一部負担があります。

☆介護予防住宅改修・・・手すりの取り付け、段差の解消など。

助成限度額：見積合計額 10万円まで

☆住宅設備改修・・・・・・① 浴槽の取替え 助成限度額：見積合計額 20万円まで

② 流し又は洗面台の取替え（車いす用）

助成限度額：見積合計額 15万円まで

お 問 合 せ



おとしより保健福祉センター 介護普及係 電話（5970）1120
又は地域のおとしより相談センター（地域包括支援センター）

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kourei/josei/1003554.html>

障がい者の住宅設備改善

障がい者が日常生活を円滑に行えるように、手すりの取付け、段差解消、浴室改修等の工事を行う場合に、経費の一部を助成します。

※必ず事前に管轄の福祉事務所にご相談ください。

お 問 合 せ



板橋福祉事務所 障がい者支援係 電話（3579）2460

赤塚福祉事務所 障がい者支援係 電話（3938）5118

志村福祉事務所 障がい者支援係 電話（3968）2337

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/shien/chokaku/1003294.html>

給 付 金

住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、又は失う恐れのある方に、就職に向けた活動をするを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する住居確保給付金制度があります。（※一定の支給上限額、支給要件があります。）

お 問 合 せ



いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部 電話（6912）4591

いたばし暮らしのサポートセンター赤塚分室 電話（6904）1332

いたばし暮らしのサポートセンター志村分室 電話（5948）7088

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/fukushi/soudan/1003795.html>

住まいのリフォーム

板橋区住宅リフォーム支援事業

住まいの耐震化やバリアフリー化などのリフォームを安心して進めることができるよう、区に登録されたリフォーム事業者の紹介や、区との協定により金利優遇など区民にメリットのあるリフォーム融資を行う金融機関の紹介などを行っています。

☆☆☆リフォーム事業者の情報提供☆☆☆

「板橋区リフォーム事業者登録事業」に登録された板橋区内の事業者一覧を、区のホームページ又は住宅政策課の窓口でご覧いただけます。

当事業は、事業者が自らその情報を公開するという趣旨から、事業者の申請に基づいて登録し、その事業者情報（工事内容、所属団体、資格者の有無など）を掲載しています。登録にあたっては、事業者共通の行動規範として※（一社）住宅リフォーム推進協議会が定めた「住宅リフォーム事業者倫理憲章」遵守について同意を求めています。

※（一社）住宅リフォーム推進協議会は、住宅及び住宅リフォーム関連業界団体等が一体となって、相互に連携を図りながら、住宅リフォームの推進に向けた事業を展開しています。

お問合せ

住宅政策課 住宅政策推進係 電話（3579）2186

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/soudan/1001974.html>



☆☆リフォームローンの融資紹介（金利優遇）☆☆

「板橋区リフォーム事業者登録事業」に登録された事業者を利用し、下記の対象工事を実施する場合、区と協定している金融機関で金利優遇が受けられます。

なお、金利優遇は「耐震型」「バリアフリー型」「事業者型」があり、適用される型や金融機関によっても異なります。

耐震型	<p>次の(1)～(3)のいずれにも該当する場合に、協定で定めた優遇金利を適用します。</p> <p>(1) 板橋区民が区内の1981年以前建築の木造住宅をリフォームする場合</p> <p>(2) あらかじめ板橋区に登録された事業者と契約し、施工事業者として利用すること</p> <p>(3) 住宅の部位のうち、次のいずれかの部位の補強工事を含むリフォームを行うこと</p> <p>① 屋根 ② 柱 ③ 梁 ④ 筋交い ⑤ 基礎</p>
バリアフリー型	<p>次の(1)～(3)のいずれにも該当する場合に、協定で定めた優遇金利を適用します。</p> <p>(1) 板橋区民が区内に存する住宅（マンション住戸を含む）をリフォームする場合</p> <p>(2) あらかじめ板橋区に登録された事業者と契約し、施工事業者として利用すること</p> <p>(3) 住宅の部分のバリアフリー化が含まれる次のいずれかのリフォームを行う場合</p> <p>① 車いすで移動できる幅の廊下の拡幅等 ② 住宅の出入り口の拡幅等</p> <p>③ 手すりの取付け ④ 段差の解消</p> <p>⑤ すべりの防止及び移動の円滑化等のための床材の取替え</p> <p>⑥ 引き戸等への扉の取替え ⑦ 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>⑧ 浴槽の取替え ⑨ 流し洗面台の取替え ⑩ エレベーターの設置</p>
事業者型	<p>次の(1)、(2)のいずれにも該当する場合に、協定で定めた優遇金利を適用します。</p> <p>(1) 板橋区民が区内に存する住宅（マンション住戸を含む）をリフォームする場合</p> <p>(2) あらかじめ板橋区に登録された事業者と契約し、施工事業者として利用すること</p>




お問合せ

住宅政策課 住宅政策推進係 電話（3579）2186

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/soudan/1001974.html>



住宅リフォーム支援・相談機関のご案内

<p>住まいるダイヤル (公財) 住宅リフォーム・紛争処理 支援センター 電話：0570(016)100 (ナビダイヤル) (又は03-3556-5147) URL https://www.chord.or.jp/</p> 	<p>住宅に関する困りごとについて、一級建築士の相談員がご相談に応じます。契約前であればリフォーム見積チェックサービスを受けることもできます。</p> <p>また、リフォーム工事の発注者、既存住宅（中古住宅）の買主、評価住宅や保険付き住宅の取得者などは、専門家による対面相談を受けることができます。</p> <p>まずは、住まいるダイヤルへお電話ください。</p> <p>受付時間：平日 10:00～17:00 ※土日祝・年末年始を除く</p>
<p>(一社) 住宅リフォーム推進協議会 電話：(3556)5430 URL https://www.j-reform.com/</p> 	<p>リフォームのポイントや相談先、減税制度や補助制度などを紹介したリフォームに関する各種刊行物などの発行、リフォーム関連セミナー開催や、リフォーム工事用の標準的な契約書や見積書などの書式の提供、地方公共団体における住宅リフォーム支援制度検索サイトの紹介などを行っています。</p>
<p>(一財) ベターリビング 電話：(5211)0680 URL https://www.cbl.or.jp/</p> 	<p>優良な住宅部品（リフォーム向けも含む）の認定、技術開発、普及、広報活動、情報提供などを行っています。優良な住宅部品（BL部品）に関する相談に応じています。</p> <p>受付時間（土・日・祝日・夏季休暇・年末年始を除く） 10:00～12:00 及び 13:00～17:00</p>

環境に配慮した住まい方

◎板橋区・東京都・国の助成制度の紹介◎

住宅用新工ネ及び省工ネ機器等導入補助金制度

地球温暖化対策の一環として、都内の住宅に一部の新エネルギー及び省エネルギー機器等を設置する場合、経費の一部を東京都が助成します。

詳しくは「クール・ネット東京」へお問合せください。

お問合せ

クール・ネット東京 電話 (5990) 5236

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/guide/consult>



いたばし環境アクションポイント事業

8月又は9月（夏期）、10月（中間期）、12月（冬期）の3か月間の電気・ガスの使用量を前年より削減すると、削減率に応じてポイントを付与し、ポイント数に応じた区内共通商品券（いたばしPayによるポイント付与も選択可）に交換します（交換は500ポイント単位）。

対象	① 家庭部門（1,000者程度） ◇家 庭：板橋区内にお住まいの方 ◇集合住宅共用部：板橋区内の集合住宅の管理組合・所有者 ② 事業所部門（40者程度） ◇事業所：板橋区内に事業所をもつ事業者
参加登録方法	参加登録申請書に必要事項を記入のうえ、直接お持ちいただくか、郵送でお送りください。 ※板橋区ホームページ内から電子申請もできます。 URL https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/ondanka/1031763.html
受付期間	令和5年7月1日～10月31日



■基本ポイント

電気・ガスの削減率に応じて最大で10,000ポイント（参加ポイントを含めると11,000ポイント）獲得できます。

【例：電気5%削減 3,000ポイント+ガス8%削減 4,000ポイント+参加500（1,000）ポイント=計 7,500（8,000）ポイント】

種別	削減率と獲得ポイント			
	電気	2%以上～4%未満 2,000ポイント	4%以上～6%未満 3,000ポイント	6%以上～10%未満 4,000ポイント
ガス	1%以上～3%未満 2,000ポイント	3%以上～6%未満 3,000ポイント	6%以上～10%未満 4,000ポイント	10%以上 5,000ポイント

結果報告書を提出した方全員が参加ポイントとして500ポイント（いたばしPayによるポイント付与の場合は1,000ポイント）を獲得できます。

※削減率は前年と本年の8月（又は9月）、10月、12月の3か月分の使用量の合計について、日割計算を行い、前年と本年の1日あたりの使用量を比較して算出します。

※削減率によるポイントは電気・ガスのいずれかの削減が達成できれば獲得できます。

また、電気・ガスいずれかのポイントを獲得できた場合に限り、次ページ別表の取組みを行うと追加でポイントを獲得できます。（ご家庭で参加の場合、上記と合わせて最大25,500ポイント獲得できます。）

■オプションポイント

オプションメニュー	対 象			獲得ポイント
	家庭部門		事業所部門	
	家庭	集合住宅 共用部	事業所	
板橋かたつむり運動参加者 ①フードドライブ（食品提供者） ②食べきりチャレンジ運動（協力店利用者及び協力店） ③フードシェアリングサービス（利用者及び導入店） ④いたぶらショップ（家具購入者） ①と②に合わせて3回、又は③に1回（事業所は②又は③のみ）	○	—	○ (一部)	500 ポイント
省エネ診断等受診者	○	—	○	1,000 ポイント
板橋エコアクション等取組事業者（①～③のいずれか） ①板橋エコアクション2008 ②ISO14001 ③エコアクション21	—	—	○	1,000 ポイント
再エネ100%電力導入者	○	○	○	1,000 ポイント
ウォーターサーバー導入者	—	—	○	1,000 ポイント
環境ボランティア活動者（エコライフサポーターや登録環境団体）	○	—	—	500 ポイント
食による地産地消取組者（家庭菜園や農業体験等）	○	—	—	500 ポイント
省エネ家電設置者 ①エアコン ②給湯器 ③冷蔵庫 ④LED照明	○	—	—	①4,000 ポイント ②4,000 ポイント ③2,000 ポイント ④1,000 ポイント

■実績報告の際に必要なもの

◆結果報告書

◆前年と本年の電気・ガスの使用量がわかるもの（検針票や請求書の写しなど）

3か月分（8月又は9月、10月、12月）が必要となります。

※必須となりますのでご注意ください

◆オプションメニューに取り組んだことがわかる書類

本事業内容については一部変更となる場合があります。詳しくは担当係へお問合せください。

お 問 合 せ

環境政策課 脱炭素社会推進係 電話（3579）2622



URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/ondanka/1031763.html>

雨水タンク購入費の一部助成制度

雨水の有効利用を図るため、区では民間住宅等に設置する雨水タンクの購入費の一部を補助します。補助金額は購入費の1/2（上限2万2千円）です。

詳しくは担当係へお問合せください。

お 問 合 せ

環境政策課 自然環境保全係 電話（3579）2593



URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005923.html>

宅配ボックス導入助成

板橋区では、宅配ボックスを設置される方への助成を行っています。

分類	戸建住宅・事業所に施工する場合	集合住宅共有部に施工する場合	IoTに対応し、スマートフォンへの通知機能があるものを戸建住宅・事業所に施工する場合	IoTに対応し、スマートフォンへの通知機能があるものを集合住宅共有部に施工する場合
助成対象経費	本体費用、施工費用等（消費税、撤去費用は除きます）			
助成金額 (千円未満は切り捨て)	板橋区内業者と契約・施工助成対象経費の1/2 (上限5万円)	板橋区内業者と契約・施工助成対象経費の1/2 (上限15万円)	板橋区内業者と契約・施工助成対象経費の2/3 (上限15万円)	板橋区内業者と契約・施工助成対象経費の2/3 (上限25万円)
	板橋区外業者と契約・施工助成対象経費の1/2 (上限3万円)	板橋区外業者と契約・施工助成対象経費の1/2 (上限13万円)	板橋区外業者と契約・施工助成対象経費の2/3 (上限13万円)	板橋区外業者と契約・施工助成対象経費の2/3 (上限23万円)
受付期間	令和5年4月1日(土)～令和6年2月15日(木)			

助成条件、申請方法等詳しくは、担当係へお問い合わせください。

お問合せ

環境政策課 スマートシティ・環境政策係 電話(3579)2591

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/smart/1040406.html>



緑化工事助成制度

板橋区では、民有地の緑地を推奨し、「安全で快適な生活環境の確保を図る」ことや「地球温暖化の防止と都市環境の向上に寄与する」ことを目的に3つの助成金を交付しています。

接道部緑化助成	道路沿いを生垣などで緑化する工事に対し、経費の一部の助成を行っています。
屋上緑化助成	建築物の屋上を緑化する工事に対し、経費の一部の助成を行っています。
壁面緑化助成	建築物の壁面を緑化する工事に対し、経費の一部の助成を行っています。

お問合せ

みどりと公園課 みどり推進係 電話(3579)2533

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/ryokuka/josei/>



アスベスト分析調査費補助制度

吹付けアスベストなどの分析調査を行う方を対象に、分析費用を助成します。
助成額はアスベスト分析調査に要する額とし、上限5万円です。
詳しくは担当係へお問合せください。

お問合せ

環境政策課 生活環境保全係 電話（3579）2594

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006036.html>



建物を建てるときの認定制度

長期優良住宅認定制度

長期優良住宅とは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅をいいます。

長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする方は、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を作成し、区に認定を申請することができます。

長期優良住宅の認定を受けると、税の特例措置などを受けることができます。

「長く住み続けられるために定められた基準（主なもの）」 ※④⑤については共同住宅のみ適用	① 劣化対策	数世代にわたって住宅の構造躯体が使用できること
	② 耐震性	極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易性を図るため、損傷のレベルの低減を図ること
	③ 維持管理・更新の容易性	構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理（清掃・点検・補修）・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること
	④ 可変性	共同住宅等の住戸部分の躯体天井高が 2,650mm以上であること
	⑤ バリアフリー性	将来のバリアフリー改修に対応できるように共同廊下等に必要なスペースが確保されていること
	⑥ 省エネルギー性	断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること
	⑦ 住戸面積	良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること
	⑧ 居住環境	良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること
	⑨ 維持保全計画	建築時から将来を見据えて、定期的な点検等に関する計画が策定されていること
	⑩ 資金計画	維持保全計画を実施するために、適切な資金計画が策定されていること

※計画道路などの都市計画区域内は、認定の申請ができない場合があります。

お問合せ

建築指導課 監察・調査係 電話（3579）2578

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/kenchiku/1001962.html>



低炭素建築物認定制度

低炭素建築物とは、「都市の低炭素化のために定められた基準」を満たす建築物を、板橋区が認定したものです。なお、都市の低炭素化とは、都市における社会活動等に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、その吸収作用を保全・強化することです。

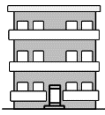
主な「都市の低炭素化のために定められた基準」	① 外皮の熱性能	建物の外側（外皮）となる外壁・屋根・床・窓・ドア等の断熱・遮熱性能が確保されていること
	② 一次エネルギー消費量	暖冷房や給湯、照明などの設備機器も含めた建物全体の省エネルギー性能が確保されていること（太陽光発電なども含む）
	③ その他講ずべき措置	再生可能エネルギー利用設備の導入（太陽光発電設備、風力・水力等を利用する発電設備などのいずれか1以上を導入）及び低炭素化に資する措置（節水対策、木材の使用（木造住宅）などいずれか1以上の措置）
	④ 都市の緑地の保全への配慮	特別緑地保全地区や生産緑地地区などの地区外であること及び緑化条例に基づく保存樹木の保全などに配慮すること
	⑤ 資金計画	低炭素建築物を建築するために、適切な資金計画が策定されていること

お問合せ

建築指導課 設備審査係 電話（3579）2577

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/kenchiku/1001966.html>





住まいの安全・安心

阪神淡路大震災や東日本大震災など、大地震により多くの建物が倒壊し、尊い人命が失われました。「災害に強い安全なまちづくり」のためには、まちを構成する建築物一つひとつを災害に強い構造にする必要があります。また、そこに住む私たち一人ひとりが「防災」に対する意識を持って、命を、住まいを、そしてまちを守っていくことが求められています。

区では、住まいに関わる防災性の向上に向けて、様々な情報を提供するとともに、建築物の耐震診断や耐震改修工事助成などを行っています。

建築物の耐震化に対する助成（木造以外の建築物）

主に非木造の建築物を対象に、板橋区内の民間建築物の所有者等が行う建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修等工事など耐震化に関する必要な費用の一部を助成します。

各助成を受けるには要件があります。詳細についてはお問い合わせください。

（※中山道、川越街道、環七、首都高5号線等「特定緊急輸送道路」に面した建築物につきましては、別途の助成制度がありますのでお問い合わせください。）

■耐震診断経費助成

対象建物	◇ 昭和56（1981）年5月31日以前に建築確認を受けた建築物 ◇ 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であること（プレハブ構造を除く） ※学校・幼稚園・病院等、公益施設については、木造でも対象になります ◇ 耐震診断実施後、区が指定する機関にて結果の評価を受けたもの
対象者	◇ 板橋区内の民間建築物の所有者又は分譲マンションの管理組合等 ※分譲マンションの場合は、総会にて承認された議決書の写しが必要 ※所有者が複数の場合は代表者がわかる証明書が必要
助成額	耐震診断経費の2/3以内で、上限額200万円 なお、緊急輸送道路等沿道の建築物の場合は、耐震診断経費の4/5以内で、上限額240万円 ※助成額は延べ面積により規定の算定を行うため、上限額を下回る場合があります
その他	診断方法については、原則として建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者が行うものであること。 国が定めた耐震診断方法により、二次診断又は三次診断を行うものであること。

■耐震補強設計助成

対象建物	◇ 昭和56（1981）年5月31日以前に建築確認を受けた建築物 ◇ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定既存耐震不適合建築物等（マンション、店舗、事務所、病院、工場など） ◇ 延べ面積1,000㎡以上、地上3階建て以上であること ※緊急輸送道路等沿道の建物については、要件緩和される場合があります ◇ 耐震補強設計実施後、区が指定する機関にて評価を受けたもの
対象者	◇ 板橋区内の民間建築物の所有者又は分譲マンションの管理組合等 ※分譲マンションの場合は、総会にて承認された議決書の写しが必要 ※所有者が複数の場合は代表者がわかる証明書が必要
助成額	耐震補強設計費の1/3以内で、上限額100万円 ※助成額は延べ面積により規定の算定を行うため、上限額を下回る場合があります

■耐震改修工事助成

対象建物	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建築物 ◇ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定既存耐震不適格建築物等（マンション、店舗、事務所、病院、工場など） ◇ 延べ面積 1,000 m²以上、地上 3 階建て以上であること ※緊急輸送道路等沿道の建物については、要件緩和される場合があります ◇ 耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震改修設計の評定を受けたもの
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内の民間建築物の所有者又は分譲マンションの管理組合等 ※分譲マンションの場合は、総会にて承認された議決書の写しが必要 ※所有者が複数の場合は代表者がわかる証明書が必要
助成額	<p>耐震改修工事費の約 15%以内で、上限額 2,000 万円</p> <p>なお、緊急輸送道路等沿道の建築物の場合は、耐震改修工事費の 2 / 3 以内（延べ面積が 5,000 m²超の部分は 1 / 3 以内）で、上限額 4,000 万円</p> <p>※ 1 m²あたりの単価の上限があります。（50,200 円。緊急輸送道路等沿道の小規模マンションなどについては 34,100 円 / m²）</p>

■建替え工事助成 / 除却工事助成（緊急輸送道路等沿道の建築物が対象）

対象建物	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建築物 ◇ 緊急輸送道路等沿道の建築物 ◇ 耐震診断の結果、耐震補強が必要とされたもの
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 板橋区内の民間建築物の所有者、又は分譲マンションの管理組合等 ※分譲マンションの場合は、総会にて承認された議決書の写しが必要 ※所有者が複数の場合は代表者がわかる証明書が必要
助成額	<p>耐震改修相当費用^{※注}又は建替え工事もしくは除却工事費の 1 / 3 以内（延べ面積 5,000 m²超の部分は 1 / 6 以内）で、上限額 2,000 万円</p> <p>※ 1 m²あたりの単価の上限があります。（50,200 円。緊急輸送道路等沿道の小規模マンションなどについては 34,100 円 / m²）</p> <p>※注 耐震性がない建物を改善するために必要な耐震改修工事金額（概算）</p>

お問合せ

建築安全課 建築耐震係 電話（3579）2554



URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/tochi/josei/1006175.html>

木造住宅の耐震化推進事業

地震による木造住宅の倒壊被害を最小限にとどめ、災害に強い安全なまちづくりをめざすため、木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事等の費用の一部を助成します。（一つの建築物について各助成は 1 回が限度です。また、耐震補強工事助成を受けた建築物は除却工事助成及び建替え工事助成を受けることはできません。）

■耐震診断・耐震計画等助成

国土交通省認定の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断法で専門家が大地震を想定して、倒壊の可能性・耐震補強の必要性の有無を判断します。また、診断の結果により、耐震計画及び概算工事見積書を作成します。

対象建物	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建てられた、木造 2 階建て以下の住宅 （住宅以外の用途を兼ねる場合は、住宅の面積が 1 / 2 を超えるもの）
------	---

対 象 者	◇ 建物所有者又は建物所有者の2親等以内の親族で、個人であること ◇ 区民税等を滞納していないこと
助 成 額	◇ 耐震診断費用の1/2で限度額 10万円 ※65歳以上、障がいがある方は、2/3で限度額 13万円 ※特定地域内の建築物については、4/5で限度額 16万円 ◇ 耐震計画等作成費用の2/3で限度額 5万円
そ の 他	区の指定した診断機関が診断を行うもの

■耐震補強工事助成

対 象 建 物	◇ 昭和 56（1981）年5月 31 日以前に建てられた、木造2階建て以下の住宅 （住宅以外の用途を兼ねる場合は、住宅の面積が1/2を超えるもの） ◇ 耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」と診断されたもの ◇ 建築基準法における重大な違反がないこと
対 象 者	◇ 建物所有者又は建物所有者の2親等以内の親族で、個人であること ◇ 区民税等を滞納していないこと
助 成 額	耐震補強工事費用の1/2で限度額 75万円 ※65歳以上、障がいがある方は、2/3で限度額 100万円
そ の 他	区の指定した施工業者が工事を行うもの

■耐震シェルター等設置工事助成

対 象 建 物	◇ 昭和 56（1981）年5月 31 日以前に建てられた、木造2階建て以下の住宅 （住宅以外の用途を兼ねる場合は、住宅の面積が1/2を超えるのもの） ◇耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」と診断されたもの
対 象 者	◇ 建物所有者又は建物所有者の2親等以内の親族で、個人であること ◇ 耐震シェルター等設置工事助成を受ける建築物に居住する者 ◇ 高齢者又は障がい者等が居住すること ◇ 建築物に居住する世帯全員の所得の合計額が年間 200万円以下 ◇ 区民税等を滞納していないこと
助 成 額	耐震シェルター等設置工事費用の1/2で限度額 15万円 ※要介護認定3～5、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度に該当する方が居住する建築物については、9/10で限度額 30万円
そ の 他	都が評価した製品を利用すること

■除却工事助成

対 象 建 物	◇ 昭和 56（1981）年5月 31 日以前に建てられた、木造2階建て以下の住宅 （住宅以外の用途を兼ねる場合は、住宅の面積が1/2を超えるもの） ◇ 耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」と診断されたもの
対 象 者	◇ 建物所有者と建物所有者の2親等以内の親族で、個人であること ◇ 区民税等を滞納していないこと
助 成 額	建築物本体の除却工事費用の1/3で限度額 50万円

■建替え工事助成（既存建物を除却し建替える場合）

対 象 建 物	◇ 特定地域内にある建築物 ◇ 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と診断された建築物の建替えであること ◇ 建替え後の主要用途が住宅で、耐火建築物又は準耐火建築物とすること ◇ 建築物の外壁面が隣地境界線から 50cm以上後退した計画であること ◇ 幅員が4m以下の道路については後退整備を行うもの ◇ 省エネ基準に適合する建築物とすること
---------	--

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 申請者（建築主）は耐震診断を受けた建物所有者又は建物所有者の2親等以内の親族で、建替え後の建築物に居住する方 ◇ 65 歳以上、障がいがある方、未就学児が居住すること（建築主又は建築主の2親等以内の親族に限る） ◇ 区民税等を滞納していないこと
助 成 額	建替え工事の本体建物工事費用のうち限度額 100 万円

お 問 合 せ

建築安全課 建築耐震係 電話（3579）2554

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/tochi/josei/1006168.html>



がけ・よう壁の安全対策工事の助成

台風や長雨、地震等の自然災害に備えて、改修が必要ながけ・よう壁の安全対策の工事を行う所有者の方を対象に、その工事にかかる費用の一部を助成します。

対 象 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ◇ がけ地によう壁を新築する工事 ◇ よう壁を建て替える工事 ◇ 今あるがけやよう壁を、安全にするための補強工事 ※高さ2mを超える改善が必要と認められるものを対象としています。
対 象 者	◇ がけ・よう壁の所有者で、法人でないこと (ただし、社会福祉法人は対象となります)
助 成 額	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 新築及び建て替え工事の場合・・・ 工事費の5割（700万円まで） ◇ 補強工事の場合・・・・・・・・・・・・ 工事費の5割（100万円まで）

※助成を受けるには、あらかじめ安全対策工事の内容等についての事前相談が必要になります。

お 問 合 せ

建築指導課 構造審査係 電話（3579）2579

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/kenchiku/1001970.html>



ブロック塀などの撤去・新設助成

「危険なブロック塀等の撤去を促進し、区民の安心・安全を守る」という目的で危険なブロック塀等の撤去・撤去後の新設に対し、その工事にかかる費用の一部を助成します。

対 象 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ① ブロック塀等の高さ1.2m以上又は、擁壁及びブロック塀などが道路面からの合計高さ2.2m以上 ② 板橋区の区域内の道路等に面していること ③ 区で危険性があることを認めたもの ※上記①～③を原則、全て満たすこと
対 象 者	◇ 助成を受けるブロック塀等の所有者 ※ただし、その土地、建物の売買・賃貸を行う事業者は対象になりません
助 成 額	① ブロック塀等の撤去工事費（※原則、基礎まで全て撤去を行うこと。）

	② フェンス等の新設工事費（※①の撤去助成を受けたものに限ります） ③ 新設するフェンス等で国産木材を使用した木塀を新設する場合 （※国産木材について、板橋区は山形県最上町と協定を締結しており、山形県最上町は木材の利用を推進しております。）
--	--

※なお、令和6年3月上旬までに完了届を提出し、令和5年度内に全ての助成手続きを完了することが必要です。

※助成を受けるためには、その他にも留意事項及び区の事前調査が必要になります。まずはお電話等でお問合せください。

お 問 合 せ

建築安全課 建築耐震係 電話（3579）2554



URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/tochi/josei/1006186.html>

老朽建築物等の除却費の助成

特定空家等又は特定老朽建築物として認定した建築物は、部分的な補修では改善できず、建築物全体の除却を行う必要性が高いことから、建物が適切に管理されていないことによる防災上、衛生上、景観上などの危険性を解消するために、老朽建築物等の除却に要する費用の一部を助成します。

対 象 建 物	◇ 特定空家等又は特定老朽建築物の認定を受けたもの ※特定空家等＝空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等と区が認定したもの ※特定老朽建築物＝老朽建築物のうち、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態（廃棄物等に起因する管理不全状態のものを含む）と区が認定したもの ◇ 木造の建築物で、住宅部分の延床面積が1/2以上であること ◇ 除却に要する費用に関する他の助成金又は補助金を受けていないこと
対 象 者	◇ 建物を所有し、除却しようとする個人、又は当該建物の敷地を所有し、当該建物の所有者の同意を得て除却しようとする個人であること（個人の事業者及び法定相続人を含む） ◇ 同一年度内に同じ助成を受けていないこと
助 成 額	対象と認められた建物及び工作物等の除却に要する費用（消費税を除く）に ◇ 各々5/10 を乗じて得た額の合算で上限 100 万円 ◇ 建物が無接道敷地にある場合は、各々8/10 を乗じて得た額の合算で上限 200 万円

※助成を受けるための要件は他にもありますので、詳しくはお問合せください。

お 問 合 せ

建築安全課 老朽建築物対策係 電話（3579）2574



URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/tochi/josei/roukyu/1006185.html>

細街路拡幅整備事業

道幅が4mに満たない建築基準法第42条第2項に該当する道路（道路中心線から2mの道路後退を必要とし、将来道幅を4mにする道路）の解消を図るため、建物等の建築に合わせて協議し、工事の承諾を得られたものについて、後退用地を区が道路形態に整備します。

また、後退部分に設置していたブロック塀などの撤去費用の一部を助成しています。

お問合せ

建築安全課 細街路整備係 電話（3579）2565

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/kenchiku/1001960.html>



都市防災不燃化促進事業

補助第82号線板橋地区の指定区域内において、一定の基準に適合する耐火建築物又は準耐火建築物を建築する方に対して、建築工事費用、除却費用や仮住居費用等の一部を助成しています。

お問合せ

まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係 電話（3579）2572

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/machidukuri/chiiki/funen/1006283.html>



不燃化特区事業

大谷ロー丁目周辺地区、大山駅周辺西地区不燃化特区において、建築物の不燃化を促進するため、一定の要件を満たした木造住宅等の除却や、耐火・準耐火構造の建築物への建替えを行う場合に、除却費用、設計・監理費用、建築工事費用、更地管理費用等の一部を助成しています。

お問合せ

大谷ロー丁目周辺地区：まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係
電話（3579）2572

大山駅周辺西地区：まちづくり調整課 大山まちづくり第二係
電話（3579）2449

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/machidukuri/chiiki/funen/1032729.html>



沿道地区計画区域内の防音工事助成

沿道地区計画（国道254号線（川越街道）、環状7号線）の区域内に建っている住宅を、道路の騒音が入りにくい構造に改良するとき、又は建替えるときに、その工事費用の一部助成を道路管理者に求めることができます。

お問 合せ

【申請窓口】

都市計画課 交通企画都市基盤係 電話（3579）2548

【防音工事助成の一部負担に関すること】

国道 254 号線（川越街道）：東京国道事務所 計画課

電話（3512）9093

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00043.html>

都道環状7号線：東京都建設局 道路管理部 管理課

電話（5320）5279

URL <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/bouon.html>



高齢者世帯・障がい者世帯等への家具転倒防止器具取付費用の助成

下記の①～⑦の世帯を対象に、地震災害から身を守るため、寝室、居室、台所等の家具が地震の時に転倒することを防止する器具の取付けを希望する方に、その費用を助成します。

なお、助成には限度額がありますので、限度額を超えた場合の超過分は自己負担になります。

- ① 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳4級以上の方のみの世帯
- ③ 愛の手帳4度以上の方のみの世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方のみの世帯
- ⑤ 難病患者の方のみの世帯
- ⑥ 上記①～⑤の方のみで構成されている世帯
- ⑦ 上記①～⑥の世帯に、18歳以下の児童がいる世帯

お問 合せ

<p>高 齢 者 世 帯</p>	<p>長寿社会推進課 高齢者相談係 電話（3579）2464 ※ 受付は下記窓口でも行っております。 おとしより保健福祉センター 管理係 電話（5970）1119 地域のおとしより相談センター（19か所） URL https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kourei/josei/1003562.html</p>	
<p>障 がい 者 世 帯</p>	<p>板橋福祉事務所 障がい者支援係 電話（3579）2460 赤塚福祉事務所 障がい者支援係 電話（3938）5118 志村福祉事務所 障がい者支援係 電話（3968）2337 URL https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/shien/josei/1003251.html</p>	

消火器・住宅用火災警報器のあっせん

■消火器のあっせん

火災が発生した場合には、初期消火が重要になります。いざという時のために、家庭内に消火器を備えておきましょう。一般消火器の耐用年数は10年です。

実施対象	板橋区民及び区内に存する事業所
実施内容	<p>消火器の購入や消火器の薬剤詰替え、消火器の回収・処分をあっせん価格にてご案内しています。</p> <p>お申込みは、電話で、 東京都消防設備協同組合 第11支部 電話(3966)2696 に直接、お申し込みください。</p> <p>※あっせん価格の詳細については、区ホームページ(トップページ>防災・環境・まちづくり>防災>地震への備え>防災用品のあっせん)からご確認ください。 ※ご不明な点は、地域防災支援課にお問合せください。</p>

■住宅用火災警報器

住宅用火災警報器とは、深夜や就寝中など火災に気が付きにくい状況でも、音声や光で発生を知らせ、火災の早期発見を可能とするものです。平成22年4月1日より、新築・既存を問わず、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

火災警報器の種類	<p>火災による煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」があります。火災をより早く感知するためには「煙式」の方が有効です。</p> <p>ただし、火災以外の煙を感知する恐れのある台所などの場所は、「熱式」の設置でも構いません。</p>
火災警報器の設置場所	<p>住宅内のすべての居室・台所・階段の天井又は壁です。</p> <p>※浴室・トイレ・洗面所・納戸などのほか、自動火災報知設備・スプリンクラー設備が設置されている部屋には、設置する必要はありません。</p>
購入方法等	<p>板橋区のあっせんのほか、防災設備取扱店やホームセンターなどで購入できます。購入の際は、検定マーク又はNSマークの付いているものを選びましょう。</p>
板橋区のあっせん	<p>板橋区民及び区内に存する事業所を対象に、「煙式」と「熱式」の住宅用火災警報器2種類をあっせん価格でご案内しています。</p> <p>お申込みは、電話で、 東京都消防設備協同組合 第11支部 電話(3966)2696 に直接、お申込みください。</p> <p>※あっせん価格の詳細については、区ホームページ(トップページ>防災・環境・まちづくり>防災>地震への備え>防災用品のあっせん)からご確認ください。 ※ご不明な点は、地域防災支援課にお問合せください。</p>

お問合せ

地域防災支援課 地域防災係 電話(3579)2151

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/sonae/1005674.html>



防災用品のあっせん

ご家庭での日頃の備え、心がけによって、災害時の被害を最小限に抑えることができます。
この機会に、防災対策を点検しましょう。

実施対象	板橋区内に在住・在勤の方
実施内容	<p>家具の転倒防止対策用品やガラス飛散防止フィルム、非常用食料・飲料水などの家庭用防災用品をあっせん価格でご案内しています。</p> <p>お申込みは、官製はがき又はFAXで、 「東京都葛飾福祉工場・板橋区防災用品あっせん係」に直接お申し込みください。 〒125-0042 葛飾区金町2-8-20 FAX(3608)5200</p> <p>※はがきの場合は「住所・氏名・電話番号・品番号・品名・あっせん価格・数量・小計金額・合計金額」をご記入ください。</p> <p>※FAXの場合は、はがきでの申込みと同じ内容で、上部に「東京都葛飾福祉工場・板橋区防災用品あっせん係行」とご記入ください。</p> <p>※町会、自治会、企業での申込みなど、数量が多くなる場合は、事前に東京都葛飾福祉工場へご連絡ください。</p> <p>ご連絡先 電話(3608)3541</p> <p>※あっせん価格の詳細については、区ホームページ(トップページ>防災・環境・まちづくり>防災>地震への備え>防災用品のあっせん)からご確認いただけます。</p> <p>※ご不明な点は、地域防災支援課にお問合せください。</p>

お問合せ

地域防災支援課 地域防災係 電話(3579)2151

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/sonae/1005675.html>



防災備蓄用品・救急用品のあっせん

日頃から災害に備えることで、万一の時の被害を最小限に食い止めることができます。
この機会に、防災について考えてみましょう。

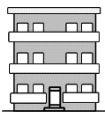
実施対象	板橋区内に在住・在勤の方
実施内容	<p>トイレ処理セットや救急箱などの防災備蓄用品・救急用品を、あっせん価格でご案内しています。</p> <p>お申込みは、インターネット・FAXのいずれかで、 「イワツキ株式会社・板橋区防災用品あっせん係」に直接お申し込みください。 FAX(3969)6309 URL https://www.iwatsukishop.jp</p> <p>※用紙に「住所・氏名・電話番号・ご希望の商品番号・商品名・数量(住所以外に配送希望の場合はお届け先住所(※区内のみ)・電話番号・名称)」をご記入ください。</p> <p>※あっせん価格等の詳細については、区ホームページ(トップページ>防災・環境・まちづくり>防災>地震への備え>防災用品のあっせん)からご確認いただけます。</p> <p>※ご不明な点等は、地域防災支援課にお問合せください。</p>

お問合せ

地域防災支援課 地域防災係 電話(3579)2151

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/sonae/1005676.html>






住まいに関する届出・閲覧・税金・相談

届出・申請・閲覧


	内 容	お 問 合 せ
建築確認申請	建物を建てる場合、その建築計画が建築基準法にあってどうかについて、建築主事又は民間の指定確認検査機関による確認・検査を受けることが必要です。	建築指導課 意匠審査係 電話(3579)2573
緑化計画の届出	【建築・開発・宅地造成】行為を行う場合は、建築確認申請書の提出など各種法令に基づく手続きを行うより前に、その土地及び建築物の緑化に関する計画を策定し、書面により届け出るとともに、その計画に従った緑化が必要となります。	みどりと公園課 みどり推進係 電話(3579)2533
道路位置指定の申請	土地を建築敷地として利用するために新たに建築基準法の道路をつくる際には、区に申請し、道路位置の指定を受けることが必要です。	建築指導課 道路調査係 電話(3579)2576
住居表示の届出	新しく建物や施設を建てたときは、建築確認の申請とは別に住居番号の届出が必要です。増築・改築をしたときにも届出が必要になる場合があります。	戸籍住民課 住民台帳係 電話(3579)2207
住宅用家屋証明書	あなたがお住まいになる家を新築又は購入し、所有権登記をする際に、住宅用家屋証明書(有料)を添付して登記すれば、不動産の登録免許税が軽減されます。一定の条件や書類の提示が必要になります。	建築指導課 建築庶務係 電話(3579)2571
用途地域等の閲覧	用途地域・建蔽率・容積率・高度地区等の閲覧ができます。 ※区公式ホームページでも公開しています。	建築指導課 意匠審査係 電話(3579)2573
土地の価格の閲覧	「地価公示価格」、「基準地価格」の閲覧ができます。 ※区公式ホームページでも公開しています。	都市計画課 調整・都市基盤DX係 電話(3579)2566
建築計画概要書の閲覧	建築確認申請書に関する図書のうち、建築物及び敷地に関する事項、付近見取図、配置図、建築主等が記載されている建築計画概要書について閲覧できます。	建築指導課 建築庶務係 電話(3579)2571
登記事項証明書(謄本)・登記事項要約書の請求	全国の土地・建物の登記事項証明書は、地番・家屋番号が分かっている場合は、どの法務局でも取得できます。地番・家屋番号が分からない場合は、管轄法務局に請求してください。 また、登記事項証明書は「法務局」ホームページからオンラインで請求することもできます。	東京法務局 板橋出張所 (板橋1-44-6) 電話(3964)5385 音声ガイダンス 1番
宅地建物取引業者名簿等の閲覧	東京都知事免許と東京都内に本店がある国土交通大臣免許の宅地建物取引業者の名簿等が閲覧できます。 電話による事前の予約が必要です。	東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産業課 調整担当 電話(5320)5072

板橋区景観計画の事前協議と届出	建築物を建築する場合などには、景観法に基づく「板橋区景観計画」の基準に適合するように（周辺景観への配慮など）、事前協議と届出が必要となる場合があります。（届出書は確認申請等の30日前、事前協議書は、設計変更の可能な時期かつ届出の30日前もしくは60日前までに提出をお願いします。）	都市計画課 都市景観係 電話(3579)2549
-----------------	--	-----------------------------

税金（都）

不動産取得税	家屋の建築（新築・増築・改築）、土地や家屋の購入、贈与、交換などで不動産を取得したときに、登記の有無にかかわらず、取得した方に課税されます。 なお、相続により取得した場合には課税されません。	お問合せ 板橋都税事務所 (大山東町44-8) 電話(3963)2111 東京都主税局ホームページ https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ 
固定資産税	毎年1月1日現在、都税事務所の固定資産課税台帳に土地や家屋の所有者として登録されている方に課税される税金です。	
都市計画税	都市計画法で指定されている市街化区域内で、毎年1月1日現在、都税事務所の固定資産課税台帳に土地や家屋の所有者として登録されている方に課税される税金です。	

税金（国）

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	一定の要件を満たす住宅の新築、取得又は増改築等（以下、「取得等」といいます。）をした場合に、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額を基として計算した金額を一定期間、各年分の所得税額から控除することができます。	お問合せ 板橋税務署 (大山東町35-1) 電話(3962)4151 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/ 
①住宅耐震改修特別控除・②住宅特定改修特別税額控除・③認定住宅新築等特別税額控除	既存住宅について、一定の要件を満たす①住宅耐震改修、②バリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事、又は③認定住宅の新築等をしたときは、それぞれ所定の方法で計算した金額を、その年分の所得税額から控除することができます。	
相続税・贈与税・譲渡所得の特例	相続及び贈与により住宅を取得した場合や、住まいを売却した時にかかる税金について特別控除・特例があります。	

住まいの相談（区）

相 談 内 容				お 問 合 せ
住 宅 相 談	<p>公的住宅の募集案内のほか、住まいに関する様々な情報を提供しています。</p> <p>また、必要に応じて各種関係機関や関係部署等をご案内します。</p>			<p>住宅政策課 住宅政策推進係 電話（3579） 2186 （公的住宅募集） 住宅運営係 電話（3579） 2187</p>
区 民 相 談 ＜予約制＞	<p>予約制です。相談希望日の1週間前（同じ曜日）の朝9時から、電話で予約できます。</p>			
	相談種目	日時（祝・年末年始を除く）	相 談 内 容	相 談 員
	法律相談	月曜～金曜 13:00～16:00 （水曜は夜間相談 17:00～19:00 もあります） ☆水曜 13:00～ 16:00（赤塚支所 でも実施）	金銭貸借関係、遺産 相続、土地家屋関 係、損害賠償、離婚 など法律一般	弁 護 士
	不 動 産 取引相談	火曜 13:00～16:00	土地・建物の売買及 び賃貸契約に関す る一般的な相談	宅地建物 取 引 士
	建築相談	木曜 13:00～16:00	新築・増改築前後の 手続き、設計・施工・ 請負契約など	建 築 士
登記相談	木曜 13:00～16:00	登記全般の相談及 び手続き指導など	司 法 書 士	
建築紛争相談	<p>マンションなど、中高層建築物の建築に伴う日影等の紛争相談に応じています。</p>			<p>住宅政策課 建築紛争相談係 電話（3579） 2561</p>
消費生活相談	<p>賃貸住宅の契約・退去時のトラブル、訪問販売で契約したりフォーム工事の解約等のご相談を受け付けています。また、必要に応じて関係機関をご案内いたします。</p>			<p>区消費者センター 電話（3962） 3511</p>

住まいの相談（都）

相談内容		お問合せ
不動産取引 相談	不動産取引（賃貸・売買）のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談（電話・面談）に応じています。面談相談については、電話による事前の予約が必要です。	東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産業課 指導相談担当 電話（5320）5071
法律相談	不動産取引における民事上の紛争等の法律相談（電話・面談）に、弁護士及び司法書士が応じています。電話による事前の予約が必要です（相談無料）。	東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産業課 東京都不動産取引特別相談室 電話（5320）5015
賃貸 賃貸 ホットライン	民間賃貸住宅に関する原状回復や入居中の管理、契約の更新などの相談（電話・面談）に応じています。面談相談については、電話による事前の予約が必要です。	東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産業課 賃貸ホットライン 電話（5320）4958
消費者相談	賃貸住宅の契約・退去時のトラブル、訪問販売で契約したリフォーム工事の解約等のご相談を受け付けています。 また、必要に応じて関係機関をご案内します。	東京都消費生活 総合センター 電話（3235）1155



住まいの相談（団体等）

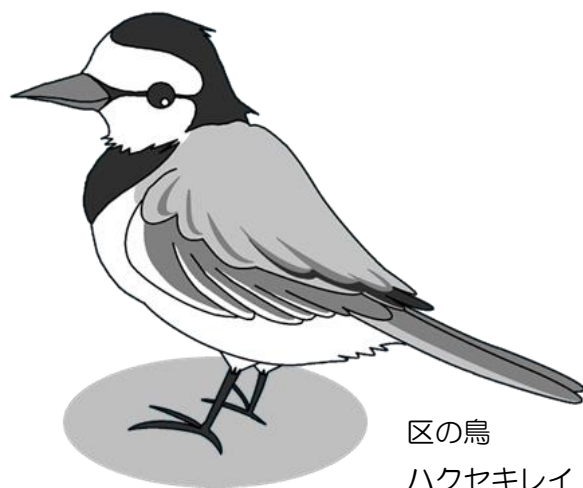
相 談 内 容		お 問 合 せ
法 的 相 談 窓 口	<p>法制度や相談機関の案内及び不動産に関するトラブルなど民事・行政事件について経済的に余裕がない方を対象に無料法律相談を行い、必要な場合には弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。</p> <p style="text-align: center;">（要予約 9:00～17:00）</p>	<p>日本司法支援センター・サポートダイヤル 電話（0570）078374 ※IP電話ご利用の方は 電話03（6745）5600 URL https://www.houterasu.or.jp/</p>
不 動 産 取 引 相 談	<p>不動産取引の事前相談や、不動産に関するさまざまな相談を受け付けています。</p> <p>宅地建物取引士による相談のほか、弁護士による法律相談（事前予約制）も行っています。</p> <p style="text-align: center;">法律相談 第1・第3水曜 （10:00～12:00、13:00～15:00）</p>	<p>（公社）東京都宅地建物 取引業協会 不動産相談所 電話（3264）8000 URL https://www.tokyo-takken.or.jp/</p>
建 築 に 関 す る 相 談	<p>建築に関する設計、施工、リフォームまでの様々な問題について、経験豊かな建築士が適切なアドバイスをする「建築相談室」（事前予約制）を設けています。</p> <p style="text-align: center;">（相談無料、毎週水曜 13:30～16:30 一日2件 60分程度）</p>	<p>（一社）東京都建築士事務所協会 建築相談室 電話（3203）2601 ※電話相談は承っておりません。 URL https://www.taaf.or.jp/consult/index.html</p>
耐 震 化 総 合 相 談 窓 口	<p>耐震化に関する様々なご相談について、電話と面接で相談を受けています。</p> <p style="text-align: center;">（相談無料）</p> <p>※まずはお電話でお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">（月～金 9:00～17:00 水曜は19:00まで(受付は18:00まで)）</p>	<p>（公財）東京都防災・建築 まちづくりセンター まちづくり推進課 耐震化総合相談窓口 電話（5989）1470 URL https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/</p>

さくいん

あ	アスベスト分析調査費補助制度	26
	雨水タンク購入費の一部助成制度	24
	あんしん居住制度	14
い	いたばし環境アクションポイント事業	23
	板橋区景観計画の事前協議と届出	38
	板橋区住宅リフォーム支援事業	20
	板橋区家賃等債務保証支援制度	13
え	沿道地区計画区域内の防音工事助成	33
か	改良住宅	6
	がけ・よう壁の安全対策工事の助成	31
き	近居であんしん登録制度	8
	近居割・近居割 WIDE	8
く	区営住宅	1
	区民相談	39
	区立高齢者住宅（けやき苑）	5
け	建築確認申請	37
	建築計画概要書の閲覧	37
	建築に関する相談（団体等）	41
	建築物の耐震化に対する助成（木造以外の建築物）	28
	建築紛争相談	39
こ	高齢者住宅設備改修費助成	19
	高齢者世帯・障がい者世帯等への家具転倒防止器具取付費用の助成	34
	高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業	12
	高齢者向け返済特例、耐震改修工事等	18
	固定資産税	38
さ	細街路拡幅整備事業	33
	サービス付き高齢者向け住宅	15
し	住居確保給付金	19
	住居表示の届出	37
	住宅相談	39
	住宅用家屋証明書	37
	住宅用火災警報器のあっせん	35
	住宅用新エネ及び省エネ機器等導入補助金制度	23
	住宅リフォーム支援・相談機関のご案内	22
	省エネリフォーム専用ローン	18
	障がい者の住宅設備改善	19
	消火器のあっせん	35
	消費者相談（都）	40

	消費生活相談（区）	39
	所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	38
	所得税の住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除 ・認定住宅新築等特別税額控除	38
そ	相続税・贈与税・譲渡所得の特例	38
た	耐震化総合相談窓口	41
	宅地建物取引業者名簿等の閲覧	37
	宅配ボックス導入助成	25
ち	長期優良住宅認定制度	26
	賃貸ホットライン	40
て	低炭素建築物認定制度	27
と	登記事項証明書（謄本）・登記事項要約書の請求	37
	東京都高齢者向け優良賃貸住宅	16
	道路位置指定の申請	37
	都営住宅	3
	都営住宅（災害にあわれた方）	11
	特別区人事・厚生事務組合宿泊所	9
	特別区人事・厚生事務組合宿泊所（災害にあわれた方）	11
	都市計画税	38
	都市防災不燃化促進事業	33
	土地の価格の閲覧	37
	都民住宅	7
に	認知症高齢者グループホーム	9
ふ	不動産取得税	38
	不動産取引相談（都）	40
	不動産取引相談（団体等）	41
	不燃化特区事業	33
	フラット35、財形住宅融資等	17
	ブロック塀などの撤去・新設助成	31
ほ	防災備蓄用品・救急用品のあっせん	36
	防災用品のあっせん	36
	法律相談（都）	40
	法的相談窓口（団体等）	41
	母子生活支援施設	9
	母子及び父子福祉資金の転宅資金貸付	11
も	木造住宅の耐震化推進事業	29
や	家賃債務保証制度	14

ゆ	優良民間賃貸住宅	12
よ	用途地域等の閲覧	37
り	リ・バース 60	17
	緑化計画の届出	37
	緑化工事助成制度	25
ろ	老朽建築物等の除却費の助成	32
	老人ホーム	10
じ	JKK住宅（公社一般賃貸住宅）	8
う	UR賃貸住宅（旧公団住宅）	8



分譲マンション管理に関する相談窓口や支援事業などにつきましては、

「板橋区マンション管理ガイドブック」

をご活用ください。

住宅情報事典 2023

令和5年9月発行

編集・発行 板橋区都市整備部 住宅政策課

板橋区板橋二丁目66番1号

電話 3579-2186

URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

刊 行 物 番 号

R 0 5 - 6 3



ゼロカーボンいいたばし

再生紙を使用しています